

## コンベンション開催補助金要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八王子市内で開催される国際会議、学会・学術会議、展示会、見本市等（以下「コンベンション」という。）に対し、開催に要する経費の一部を補助することで、コンベンションの開催を促進し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 (公社)八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内において、コンベンション開催補助金（以下「補助金」という。）を交付し、交付手続等については、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象とするコンベンションは、第1号から第3号までの各号に該当するものとする。ただし、(公社)八王子観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 開催会場が八王子市内であること。
- (2) 開催期間が連続して2日以上であること。
- (3) 八王子市内に宿泊する参加者がいること。

2 次に掲げるものは補助金の交付対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が主催するコンベンション
- (2) 八王子市から補助金等の交付を受けるコンベンション
- (3) 政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つコンベンション
- (4) その他、会長が適当でないと認めるコンベンション

### (補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業の主催者とする。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、主催者が開催に要する以下のものとする。

- (1) 施設使用料、リース料
- (2) 旅費（講師や理事・役員などの招待者）
- (3) 広告宣伝費、印刷製本費
- (4) 委託料（通訳・臨時要員人件費、会場設営・運営委託、催事委託）
- (5) 報償費（講師等）
- (6) 諸経費（通信・運搬費、消耗品）
- (7) その他（会長が適当であると認める経費）

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、市外からの参加者が30人以上市内に宿泊した場合、10万円以内とする。ただし、コンベンションの開催に要する経費の3分の1に相当する額を限度とする。

2 コンベンションの開催にあわせエクスカージョン等を実施する場合、会長が補助金の交付が適当であると認めた場合は、前項で規定する額に10万円を限度として加算することができるものとする。ただし、エクスカージョン等の経費の3分の1に相当する額を限度とする。

(指定申請)

第6条 主催者は、コンベンション開催補助金指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて会長が指定する期日までに申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支見積書

(指定決定)

第7条 会長は、前条に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、適当と認めるときは、速やかに指定決定通知(様式第2号)により主催者に通知するものとする。

3 会長は、前条の申請について指定することが不相当と認めるときは、速やかに主催者に対してその旨を通知するものとする。

(内容変更等の承認)

第8条 主催者は、補助対象事業の計画を変更しようとするとき、又は補助対象事業を中止し、若しくは補助対象事業遂行の見込みがないときは、遅滞なくコンベンション開催指定変更申請書(様式第3号)を提出し、会長の承認(様式第4号)を受けなければならない。ただし、軽微な変更に係るものについては、この限りでない。

(交付申請及び実績報告書)

第9条 主催者は、開催終了後、速やかにコンベンション開催補助金申請書及び実績報告書(様式第5号)を収支決算書等の関係書類を添えて報告するものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 前条の申請書及び実績報告書を審査した結果、指定決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)により主催者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の規定により通知を受けたときは、コンベンション開催補助金請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付の取消)

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の申請に係る用途以外に使用したとき。
- (3) 会長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により補助金の交付の全部又は一部を取り消した場合は、交付取消決定通知(様式第8号)により主催者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 会長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(八王子観光コンベンション協会の会員(以下「会員」という。)の活用)

第14条

補助金の指定申請をしようとする主催者は、コンベンションを開催する際に宿泊施設を除く会員の事業所又は市内事業所を一ヶ所以上活用しなければならない。

2 前項に従った場合は、会員事業所等活用報告書(様式第9号)により会長に報告しなければならない。

(アンケートの協力)

第15条 補助対象事業者は、会長が実施する主催者及び参加者に対するアンケートについて、会長が要請した場合は協力しなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。